

亀山市告示第42号

亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月16日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市市民活動応援交付金交付要綱（平成25年亀山市告示第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(応援金の交付申請)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の規定による応援券の交付申請額は<u>20万円</u>までとし、指定期間は第14条の規定により市が応援券を発行した年度の翌年度の4月1日から5月31日までとする。</p> <p>(地域まちづくり協議会の応援券の使用方法等)</p> <p>第22条 地域まちづくり協議会は、第21条及び前条第2項の規定により交付を受けた応援券を市民に配付するための事業を<u>2以上</u>実施しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p>	<p>(応援金の交付申請)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の規定による応援券の交付申請額は<u>30万円</u>までとし、指定期間は第14条の規定により市が応援券を発行した年度の翌年度の4月1日から5月31日までとする。</p> <p>(地域まちづくり協議会の応援券の使用方法等)</p> <p>第22条 地域まちづくり協議会は、第21条及び前条第2項の規定により交付を受けた応援券を市民に配付するための事業を<u>1以上</u>実施しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p>

(失効)	(失効)
5 この告示は、 <u>令和12年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	5 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

様式第7号中「1 申請交付枚数 _____ 枚」を

「 1 申請交付枚数 _____ 枚
(前年度実績 _____ 枚) _____ に、
_____ 」

市民に配付するための事業		を
登録団体に依頼する事業又はサービス		

	事業名等	配付・依頼枚数	に、
市民に配付するための事業	<ul style="list-style-type: none"> • • • • • 	<ul style="list-style-type: none"> • 枚 • 枚 • 枚 • 枚 • 枚 	
登録団体に依頼する事業又はサービス	<ul style="list-style-type: none"> • • • • • 	<ul style="list-style-type: none"> • 枚 • 枚 • 枚 • 枚 • 枚 	
合 計		枚	

「1以上実施」を「2以上実施」に改める。

様式第8号中「1以上実施」を「2以上実施」に改める。

様式第8号の2中「3 変更の理由」を

「3 変更の理由

4 変更して実施する事業と応援券の必要枚数について

※追加交付を希望する場合はご記入ください。

実施予定事業	必要とする応援券の枚数
	枚
	枚
	枚

に

」

改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。